日本ワインの表示ルール策定で配慮いただきたい事項について（緊急要望）

　今般、国税庁が方針として示された「日本産酒類の振興等の取組について」は、ワインのブランド力の強化と海外展開の後押しにつながるものと認識いたしております。

　大阪府は全国7位のぶどう産地で、柏原、羽曳野市域を中心に古くからワインの醸造が行われ、両地域ではぶどう生産とワイン醸造が大変重要な産業となっております。このような中、地域のぶどうを最大限活かし、地域名を冠にしたブランドの育成が行われているところです。

また、大阪府内の醸造所は、ぶどう栽培のさらなる拡大に取り組み、産地の活性化をすすめているところであり、今回の突然のルール策定は、地域産業に与える影響が大きく、下記の点についてご配慮いただきますようお願いします。

記

１　醸造地名を表示する場合、「○○はぶどうの産地ではありません」との表示義務が発生しますが、消費者に当該地がぶどう産地ではないとの事実誤認を与えかねず、打消し表示を義務付けないようにされたい。

２　今般のルール策定にあたっては、醸造所が十分な対応ができる経過措置期間を設定されたい。

平成27年6月１６日

国税庁 課税部 酒税課長　稲本　護昭 様

　　　　　　　　　　　　　　　　　大阪府環境農林水産部長　石川　晴久